

**種市漁港海岸休養施設指定管理者募集要項
(非公募)**

(案)

平成 24 年 9 月
岩手県農林水産部

種市漁港海岸休養施設指定管理者募集要項(非公募)

【目次】

1 指定管理者制度を導入する施設 1

2 指定管理者が行う業務の範囲等 2

3 管理に係る経費 2

4 指定管理者が行う管理の基準 2

5 指定管理者として指定する期間 5

6 応募資格 5

7 募集要項の配布 5

8 申請期間等 5

9 提出書類 5

10 申請に係る留意事項 6

11 募集に関する質問及び回答 6

12 指定管理者の選定方法及び選定基準等 7

13 協定の締結 8

14 その他の事項 8

岩手県（以下「県」といいます。）は、種市漁港海岸休養施設について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 16 年岩手県条例第 36 号)の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者制度を導入する施設

(1) 施設の所在及び名称

| 名称 (所在地) | 主な施設の内容 |
|---------------------------|----------------------------|
| 種市漁港海岸休養施設 (洋野町、種市漁港内) | 1 シーサイドハウス（シャワー、ロッカー、トイレ等） |
| | 2 キャンプ場 |
| | 3 多目的広場 |
| | 4 駐車場 |
| | 5 イベント広場 |

※ 詳細は別添「業務仕様書」のとおり

(2) 施設の設置目的

本施設は、国土保全との調和を図り、快適な海浜利用及び背後の生活環境の保護に資することを目的に設置しており、また、併せて地域活性化の中核施設としての役割も担っているものです。

(3) 過去の施設利用状況

| 年度 | テント（張数） | 温水シャワー（回数） | コインロッカー（回数） |
|-----|---------|------------|-------------|
| H18 | 324 | 3,411 | 673 |
| H19 | 432 | 2,375 | 550 |
| H20 | 453 | 1,968 | 331 |
| H21 | 315 | 1,157 | 199 |
| H22 | 305 | 2,613 | 453 |

2 指定管理者が行う業務の範囲等

| 業務区分 | |
|------|-------------|
| 1 | 使用許可に係る事務 |
| 2 | 施設管理 |
| | (1)施設内清掃 |
| | (2)植栽管理 |
| | (3)施設巡視 |
| | (4)施設の小規模修繕 |
| 3 | トイレ管理 |
| 4 | 電気・水道料等の支払い |

※ 詳細は別添「業務仕様書」のとおり

3 管理に係る経費

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、施設の管理に係る経費は、利用料金で賄ってください。また、4(3)に記載する自主事業で得た収入を充てることも可能とします。

なお、管理に係る経費に対して、使用料収入及び自主事業で得た収入に過不足が生じても、原則として精算はしないこととします。

過去の管理に係る経費については、次表のとおりです。詳細は「別添資料」(17 ページ)を参照してください。

(単位：千円)

| 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平均 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 2,540 | 2,325 | 2,498 | 2,283 | 2,360 | 2,401 |

4 指定管理者が行う管理の基準

次のとおりとしますが、指定管理者に応募する法人等の団体（以下「応募者」といいます。）の提案等を受け決定することとします。

(1) 管理運営にあたっての基本的な考え方

管理運営に当たっては、次の点に留意してください。

ア 地域住民等と協力し、施設の利用を最大限に高めると共に、施設の効用を最大限発揮すること。

イ 利用者ニーズに、効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上を図ること。

(2) 開場期間等

海岸休養施設条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 51 号）の規定によることとします。

【海岸休養施設条例施行規則に定める開場日等】

| 名称 | 開場期間 | 開場時間 |
|------------------|--------|-----------|
| 1 シーサイドハウス | 通年 (※) | 9時から17時まで |
| 2 緑地広場、キャンプ場、駐車場 | 通年 (※) | 通年 (※) |

※ 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 までは休場日とする。

(3) 使用料の設定

海岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号）の規定によることとします。

【海岸休養施設条例に定める使用料】

| 区分 | 単位 | 利用料金の上限 | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------|-------|
| 1 キャンプ広場 | 1 日までごとにテント 1 張につき (※ 1) | 1,000 円 | |
| 2 駐車場 | 4 輪以上の自動車 1 第 1 回につき | 1,300 円 | |
| 3 ロッカー | 1 回につき | 200 円 | |
| 4 シャワー (※ 2) | (1) 小学校児童 及び中学校生徒 | 1 回につき | 200 円 |
| | (2) その他の者 | 1 回につき | 300 円 |
| 5 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること | 1 件 1 日につき | 1,200 円 | |
| 6 緑地又は広場の全部又は一部を独占して使用すること | | | |

※ 1 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

※ 2 幼児のシャワーに係る利用料金は、無料とする。

(4) 自主事業

指定管理者は、13（1）に記載する基本協定書で定めるところにより、予め県の承認を得たうえで、指定管理者の自主的な提案による事業（以下「自主事業」という。）を実施することができることとします。なお、実施できる自主事業は概ね以下によるものであることとします。

ア 施設の利用及び効用の増加を図るものであること。

イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること。

ウ 自主事業で得た収入は、指定管理者の収入とすることができること。

エ 自主事業の収支見込や事業の形態は、業務仕様書に示す指定管理者の本来業務に支障をもたらさないと認められるものであること。

オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、自主事業に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。

カ 施設運営の継続性に影響を与えないこと

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、指定管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

ただし、業務の一部について予め県が認めた場合は、この限りではありません。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）

イ 海岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号）

ウ 海岸休養施設条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 86 号）

エ その他関係法令及び県が示す運用基準等

(7) 情報の取り扱い等

ア 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関しては、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）に基づき、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努

め、個人情報保護のために必要な内部規程やチェック体制を構築する等の措置を講じることとします。

イ 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理しているものの公開については、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）等に基づき、処理することとします。

(8) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、岩手県文書管理規定に準じ、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡すこととします。

(9) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととします。この協定の期間が終了した後も同様とします。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意することとします。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。

ウ 化学物質等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

エ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(11) 地域経済・地域雇用・地域振興

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、地域経済、地域雇用、地域振興に配慮することとします。

(12) 利用者意見の管理への反映、周辺施設との連携

指定管理者は、施設の運営に当たっては、利用者ニーズに対応するため、利用者の意見を収集し、施設運営に反映させること。また、地域活性化のため整備されている周辺施設と緊密に連携し、観光イベント等の実施に当たっては、地域住民等と協力することとします。

(13) 事業計画書及び収支予算書の提出等

ア 事業計画書及び収支予算書の提出等

毎年度2月下旬までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、事前に県と調整を図った上で作成し、提出することとします。

イ 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出することとします。

5 指定管理者として指定する期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

6 応募資格

応募者は、県内に事務所を有する法人その他の団体とし、個人での応募者は受け付けません。

また、次の事項に該当する場合は、応募することができないこととします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている法人(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更正手続開始又は再生手続開始の申立てをしたものであって、再生計画の認可が確定し、又は更正計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (3) 県から指名停止の措置を受けている法人
- (4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 団体の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者(以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)

7 募集要項の配布

- (1) 期間 平成__年__月__日()から平成__年__月__日()
- (2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、土、日及び祝祭日を除く。)
- (3) 配布場所 岩手県農林水産部漁港漁村課(県庁 6 階)
TEL019-629-5827 FAX019-629-5824
- (4) インターネットによる取り寄せ
種市漁港海岸休養施設への指定管理者制度導入について
([URL を記載](#))

8 申請期間等

- (1) 期間 平成__年__月__日()から平成__年__月__日()
- (2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、土、日及び祝祭日を除く。)
- (3) 提出先 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県農林水産部漁港漁村課(県庁 6 階)
※1 郵送の場合は、書留郵便により締切日必着のこと。
※2 電子メール、FAX による提出は認めません。

9 提出書類

申請に当たっては、下記書類を 6 部提出してください(正本 1 部、副本 5 部)。

- (1) 指定申請書(様式第 1 号)
- (2) 管理業務に関する書類
ア 事業計画書(様式第 2 号)
イ 収支計画書(様式第 3 号)
- (3) 応募者に関する書類

- ア 法人その他の団体の概要（様式第4号）
- イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずる書類
- ウ 法人にあっては、登記簿の謄本
- エ 平成23年度における貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務状況を明らかにすることができる書類
- オ 直前1年間における法人県民税及び法人事業税の滞納がないことの証明書
- カ 誓約書（様式第5号）

10 申請に係る留意事項

(1) 申請書作成にあたっての留意事項

- ア 申請書等の様式は定められた様式に従うこと。ただし、様式第2号については、適宜欄幅の増減を認めます。
- イ 申請書等の作成に用いる文字は10.5ポイント以上とすること。
- ウ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- エ 応募する団体の役員等が、暴力団員であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(2) 失格又は無効

- 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効となることがあります。
- ア 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。
 - ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - エ 複数の事業計画書を提出したとき。
 - オ 岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の委員又は本件業務に従事する職員若しくは本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
 - カ 応募資格を有していないことが判明したとき。
 - キ 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
 - ク 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が指定管理者として業務を行うことにふさわしくないと県が認めたとき。
 - ケ その他不正行為があったと県が認めたとき。

(3) 費用負担

申請及び審査に際して応募者に発生する費用については、全て応募者の負担とします。

11 募集に関する質問及び回答

募集に関する問い合わせは、次のとおり受け付け、回答します。

(1) 質問の受付期間

平成__年__月__日(__)から平成__年__月__日(__)

(2) 質問の受付方法

質問書(様式第6号)により電子メール又はFAXで岩手県農林水産部漁港漁村課管理担当あて送信願います。

なお、電話での問い合わせは、質問者と回答者に行き違いが発生する場合がありますので認めません。

(3) 回答方法

回答は、電子メール又はFAXにより質問者あて直接回答するとともに、漁港漁村課のホームページに公開します。

ただし、質問の内容に質問者の独自のノウハウやアイデア等が含まれる場合は、当該質問及び回答の一部又は全部について公開しません。

12 指定管理者の選定方法及び選定基準等

指定管理者の候補者は、岩手県農林水産部所管指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」とう。）で決定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(1) 選定方法

岩手県漁港漁村課において資格審査を行い、資格審査を通過した場合は、選定委員会において、応募者から提出された申請書を審査し候補者を選定します。

(2) 選定基準及び審査内容

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 |
|--|---|---|
| 1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【条例第3条第1号】 | 設置目的の理解 | 管理の基本方針が明確となっており、事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。 |
| | 平等利用の確保 | 県民の平等な利用が図られる内容となっているか。 |
| 2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【条例第3条第3号】 | 収支計画 | 収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。 |
| | 経営基盤 | 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。 |
| | 実施体制 | (1)施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。 |
| | | (2)構成団体が指定管理の管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。 |
| 経験実績 | (3)施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 (4)労務管理、経理処理が適正に行うことができる体制・仕組みとなっているか。 | |
| 3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【条例第3条第2号】 | 利用促進のための計画 | 施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 |
| | | 地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。 |
| | サービス向上のための計画 | 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 |
| | | 利用者からのクレーム対応は適切か。 |
| 施設管理の手法 | 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 | |
| | 効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 | |
| | 環境に配慮した管理運営となっているか。 | |
| 4 その他 【条例第3条第4号】 | 災害対応 | 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 |
| | 情報管理 | 個人情報保護対策は万全か。 |

13 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務等に係る基本的事項を定めた基本協定書を締結します。

(1) 基本協定事項

県が定めた管理の基準及び申請書類に基づいて、県と指定管理者の間で協議を行い基本協定を締結します。協定項目は概ね次のとおりです。

- ア 総括的事項
- イ 管理運営業務の実施に関する事項
- ウ 自主事業の実施に関する事項
- エ 管理計画等の提出及び業務報告等に関する事項
- オ 利用料金に関する事項
- カ リスク分担に関する事項
- キ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- ク 基本協定の解除及び指定の取消しに関する事項
- ケ 情報公開、秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項
- コ その他の事項

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定締結までの間に次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により確実な業務実施が困難であると認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を失う等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- エ 応募資格を喪失したとき

14 その他の事項

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに県に報告してください。その場合の措置は次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正業務の継続が困難になった場合、県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができます。

この場合は、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、県は指定管理者の指定を取り消すことができることとします。

イ 上記①により指定の取り消しがなされた場合、指定管理者は県に生じた損害の賠償を行わなければなりません。

ウ 不可抗力又は指定管理者の責めに帰すことのできない理由で業務の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は業務の継続の可否について協議することとします。

(2) 疑義

業務の遂行に疑義が生じた場合は、県及び指定管理者は誠意をもって協議により解決することとします。

(3) 業務引継ぎ

指定期間の満了及び指定の取り消しとなった場合は、円滑に業務の引継ぎを行うこととします。

(別添)

業 務 仕 様 書

1 管理対象施設

指定管理者の管理対象施設は各々次のとおりとすること。

| 名称 | 位置 | 主な施設の内容 | 規模 |
|------------|----------|---|-------------------------|
| 種市漁港海岸休養施設 | 洋野町種市漁港内 | 1 シーサイドハウス (1) 更衣室 (2) ロッカー (3) トイレ (4) 温水シャワー (5) 展望室 (6) 管理人室 (7) 物置 等 | 延床面積 499 m ² |
| | | 2 水道受水槽、ボイラー機械室 | |
| | | 3 緑地広場、キャンプ場 (1) 屋外トイレ (2) 炊事場 (3) 遊歩道 (4) 植栽 (5) 照明施設 (6) 四阿及び公園付属施設 | 21,000 m ² |
| | | 4 駐車場 | 5,000 m ² |

2 業務の範囲

指定管理者の行う業務の範囲は、次のとおりとすること。

| 業務区分 | | 事項細目 | 摘要 |
|------|------------|--|---|
| 1 | 使用許可に係る事務 | ア 使用許可申請の受理 イ 使用許可申請の審査 ウ 使用許可 | 随時 |
| 2 | 施設管理 | (1)施設内清掃 | ア 施設内清掃の実施 7月～8月 毎日 その他の月 3日に1回以上 |
| | | (2)植栽管理 | ア 施設内の植栽の伐採 随時 |
| | | (3)施設巡視 | ア 施設内の定期的巡視による施設の故障箇所等の有無等の確認及び県北広域振興局への連絡 イ 施設利用方法に対する指導の実施 7月～8月 毎日 12月～3月 1週間に1回以上 その他の月 3日に1回以上 |
| | | (4)施設の小規模修繕 | ア 施設の小修繕の実施 随時 |
| | | (5)消防施設管理 | ア 法定点検 随時 |
| 3 | トイレ管理 | ア トイレの清掃 イ 消耗品(トイレットペーパー・電球)の補充・交換 ウ 合併浄化槽法定点検 | 随時 |
| 4 | 電気・水道料等の支払 | ア 電気料の支払 イ 水道料の支払 | 随時 |

3 県と指定管理者のリスク分担について

県と指定管理者のリスク分担は、次のとおりとすること。

| 種 類 | 項 目 番 号 | 内 容 | 負担者 | |
|------------------------------|------------------|--|----------|------------------|
| | | | 県 (甲) | 指定管 理者 (乙) |
| 法令等の変更 | 1 | 施設・設備設置基準の達成など、施設整備が必要なもの | ○ | |
| | 2 | 管理運営上の対応で対処可能なもの | | ○ |
| 施設利用者、付近 住民及び周辺環 境への対応 | 3 | 管理運営上の不備、過失等による周辺器物の損壊、環境対策、住 民対策、苦情処理など | | ○ |
| | 4 | 施設・設備の構造上の不備などに起因する事故等による住民対 策、苦情処理など | ○ | |
| 不可抗力 | 5 | 不可抗力（自然災害、テロ、暴動等）による施設・設備の修繕、 施設利用者・付近住民等への損害及び管理運営業務の変更、中止、 延期等 | 協議事項 | |
| 利用者等に及ぼ した損害賠償 | 6 | 管理運営上の不備、過失などに起因するもの | | ○ |
| | 7 | 施設・設備の構造上の不備に起因するもの（施設・設備の維持管 理上の瑕疵による場合は、項目 6 に依拠する） | ○ | |
| 施設・設備等の現 状変更 | 8 | 施設の模様替え、設備・備品の新設及び増設 | 協議事項 | |
| 施設・設備等の損 傷、損壊に伴う修 繕 | 9 | 建物の躯体、基礎軸組、鉄骨部分 | ○ | |
| | 10 | 管理運営上の不備、過失などに起因するもの | | ○ |
| | 11 | 管理運営上の不備、過失などに起因しないもので 1 件あたりの修 繕額が 3 万円を超えるもの | ○ | |
| | 12 | 管理運営上の不備、過失などに起因しないもので上記以外のもの | 協議事項 | |
| 施設競合 | 13 | 施設競合による利用者及び利用収入の減によるもの | 協議事項 | |
| 需要変動 | 14 | 需要見込と実施結果との差異によるもの | 協議事項 | |
| 運営費の増嵩 | 15 | 甲の要因による管理運営経費の増 | ○ | |
| | 16 | 甲の要因以外による管理運営経費の増 | | ○ |
| 債務不履行 | 17 | 甲の協定内容の不履行 | ○ | |
| | 18 | 乙の協定内容の不履行 | | ○ |
| 物価変動 | 19 | 物価変動による経費増 | | ○ |
| 金利変動 | 20 | 金利変動による経費増 | | ○ |
| 運営リスク | 21 | 管理運営上の不備、過失などに起因するもの | | ○ |
| | 22 | 施設・設備の構造上の不備に起因するもの（施設・設備の維持管 理上の瑕疵による場合は、項目 21 に依拠する） | ○ | |

(様式第1号)

指 定 申 請 書

平成 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名及び代表者の氏名 印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により下記書類を添付して申請します。

記

- 1 公の施設の名称 種市漁港海岸休養施設
- 2 添付書類
 - (1) 種市漁港海岸休養施設の管理の業務に関する事業計画書 (様式第2号)
 - (2) 収支計画書 (様式第3号)
 - (3) 法人その他の団体の概要を明らかにすることができる書類 (様式第4号)
 - (4) その他(様式適宜)
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
 - イ 法人にあっては登記簿の謄本
 - ウ 平成23年度における貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務状況を明らかにすることができる書類
 - エ 直前1年間における法人県民税及び法人事業税の滞納がないことの証明書

(様式第2号)

種市漁港海岸休養施設の管理の業務に関する事業計画書

平成 年 月 日

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名及び代表者の氏名

印

1 施設管理の基本方針

施設管理の基本方針について、施設の設置目的(海洋性レジャーと漁業との利用調整及び地域の活性化)や県民の平等な利用を図る観点などにポイントをおき、貴団体のアピールしたい点を含めて記載願います。

(1) 海洋性レジャーと漁業との利用調整についての基本的な考え方

(2) 種市漁港海岸休養施設による地域の活性化についての基本的な考え方

2 収支計画について

収支について、収支計画書(様式第3号)を作成するとともに、特にその根拠となる考え方を記載願います。なお、計上額は、基本的に提案内容と連動することとなります。

3 財務状況について

添付書類の財務諸表について、簡潔に説明願います。

4 実施体制について

業務を遂行するための具体的な実施体制について、職員の基本的な配置の考え方について記載願います。

(1) 通常時の実施体制

(2) 災害その他緊急時の体制

5 業務実績について

貴団体が持っている施設管理運営業務に関するノウハウ等でアピールしたい事項がありましたら記載願います。

※ 記入欄は、適宜増幅して構わないこと。

(様式第3号)

収 支 計 画 書

単位：千円

| 区 分 | | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 県からの指定管理料 | | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | |
| 支出 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | |
| | 1 | 人件費 | | | | | |
| | | 給与 | | | | | |
| | | | 給料手当 | | | | |
| | 2 | 一般管理費 | | | | | |
| | | 賃金 | | | | | |
| | | | 臨時職員賃金 | | | | |
| | | | 社会保険料等 | | | | |
| | | 需用費 | | | | | |
| | | | 消耗品費 | | | | |
| | | | 燃料費 | | | | |
| | | | 印刷製本費 | | | | |
| | | | 光熱水料費 | | | | |
| | | | 修繕費 | | | | |
| | | 役務費 | | | | | |
| | | | 通信運搬費 | | | | |
| | | | 手数料 | | | | |
| | | 委託料 | | | | | |
| | | | 清掃業務 | | | | |
| | | 使用料及び賃借料 | | | | | |
| | | 事務雑費 | | | | | |
| | | 租税公課費 | | | | | |
| | | その他諸経費 | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | |

※ 支出の小項目は例示であり、適宜加えて差し支えないこと。

(様式第4号)

法人その他の団体の概要書

| | | | | |
|---------|-------------|--|-------|--|
| 名 称 | | | | |
| 事務所の所在地 | | | | |
| 代表者氏名 | | | | |
| 職員数 | | | | |
| 沿革 | | | | |
| 主な業務内容 | | | | |
| 連絡先 | 氏 名 | | 電 話 | |
| | 部 署 ・ 職 名 | | F A X | |
| | E-mail アドレス | | | |

(様式第5号)

誓 約 書

平成 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名及び代表者の氏名 印

種市漁港海岸休養施設の指定管理者の申請を行うにあたり、下記の申告について真実に相違ないことを誓約いたします。

記

当団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを申告します。

(様式第6号)

質 問 書

平成 年 月 日

岩手県農林水産部漁港漁村課管理担当 あて

団体名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

e-mail アドレス _____

| 資料名・頁数・項目名 | 質問内容 | 回答(※) |
|------------|------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |

注) ※欄には記入しないこと。

(別添資料)

指定管理者による過去5年の種市漁港海岸休養施設の管理に係る経費について

単位：円

| 区 分 | | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | |
|-----|-----|--------|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | | | | |
| 支 出 | 1 | 人件費 | | | | | | |
| | | 給与 | | | | | | |
| | | | 給料手当 | | | | | |
| | 2 | 一般管理費 | | | | | | |
| | | | 賃金 | | | | | |
| | | | 日日雇用職員賃金 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | | | | | | | | |
| | | | 需用費 | | | | | |
| | | | 消耗品費 | 106 | | 106 | | |
| | | | 燃料費 | 118 | 91 | 118 | 91 | 101 |
| | | | 光熱水費 | 1,233 | 1,239 | 1,233 | 1,239 | 1,189 |
| | | | 小修繕 | | 42 | | 42 | 5 |
| | | | | | | | | |
| | | | 役務費 | | | | | |
| | | | 通信運搬費 | 51 | 47 | 51 | 47 | 45 |
| | | | 手数料等 | 43 | 22 | 43 | 22 | 22 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | 委託料 | | | | | |
| | | | 設備管理等 | 151 | 167 | 151 | 167 | 172 |
| | | | 合併浄化槽点検 | 620 | 599 | 578 | 557 | 542 |
| | | | 消防設備点検 | - | - | - | - | 105 |
| | | | | | | | | |
| | | | 使用料及び賃借料 | | | | | |
| | | | 砂整地用重機借上 | 180 | 80 | 180 | 80 | 141 |
| | | | | | | | | |
| | | | 事務雑費 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 租税公課費 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | その他諸経費 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 合 計 | 2,540 | 2,325 | 2,498 | 2,283 | 2,360 | |